

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

法令名	計量法	根拠条項	資料番号	2	担当課	産業政策課
		法第75条	許認可等の内容	車輛等装置検査用計量器の装置検査		
装置検査の意義 (使用の制限) 法第16条第3項 3 車両その他の機械器具に装置して使用される特定計量器であって政令で定めるもの(以下「 車両等装置用計量器 」という。)は、経済産業大臣、都道府県知事又は指定検定機関が行う機械器具に装置した状態における検査(以下「 装置検査 」という。)を受け、これに合格したものとして第75条第2項の装置検査証印(有効期間を経過していないものに限る。)が付されているものでなければ、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。 (装置検査に係る特定計量器) 施行令第7条 法第16条第3項の政令で定める特定計量器(以下「 車両等装置用計量器 」という。)は、 タクシメーター (都道府県知事が同項の装置検査の申請を受理している旨を表す証票(その証票に記載された装置検査を受けるべき期日を経過していないものに限る)が付されたものを除く。)とする。						
装置検査の申請 法第70条 特定計量器について第16条第1項第2号イの検定(以下単に「 検定 」という。)を受けようとする者は、政令で定める区分に従い、経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は指定検定機関に申請書を提出しなければならない (装置検査) 法第75条 車両等装置用計量器について装置検査を受けようとする者は、政令で定める区分に従い、経済産業大臣、都道府県知事又は指定検定機関に申請書を提出しなければならない。 2 経済産業大臣、都道府県知事又は指定検定機関は、経済産業省令で定める方法により装置検査を行い、車両等装置用計量器が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するときは合格とし、経済産業省令で定めるところにより、装置検査証印を付する。 3 装置検査証印の有効期間は、車両等装置用計量器ごとに政令で定める期間とし、その満了の年月を装置検査証印に表示するものとする。 4 装置検査に合格しなかった車両等装置用計量器に装置検査証印が付されているときは、これを除去する。						

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

法令名	計量法	根拠条項	資料番号	2	担当課	産業政策課
		法第75条	許認可等の内容	車輛等装置検査用計量器の装置検査		
不合格処分(拒否処分...愛媛県行政手続条例第8条関係) (装置検査) 法第75条 4 装置検査に合格しなかった車両等装置用計量器に装置検査証印が付されているときは、これを除去する。 (不合格等の理由の通知) 特定計量器検定検査規則第73条 法第160条第1項に規定する場合において、不合格又は不承認の処分をしたときの通知は、行政手続法(平成5年法律第88号)第8条第1項の規定により、検定等にあつては様式第22、型式の承認にあつては様式第23により行う。						